

「フランスから輸入される牛肉等の輸入に関する措置の見直し（案）」に関する御意見の募集について寄せられた御意見について

令和2年8月7日
厚生労働省医薬・生活衛生局
食品監視安全課
輸入食品安全対策室

「フランスから輸入される牛肉等の輸入に関する措置の見直し（案）」について、令和2年4月22日から5月21日まで御意見を募集したところ、計13件の御意見をいただきました。

お寄せいただきました御意見とそれらに対する当省の考え方について、別添のとおり取りまとめましたので、御報告いたします。なお、取りまとめの都合上、いただいた御意見は適宜要約しております。

皆様方の御協力に厚く御礼申し上げるとともに、今後とも厚生労働行政の推進に御協力賜りますようお願い申し上げます。

※1件の意見に複数の内容が含まれている場合、内容ごとに分類して記載しています。そのため、内容ごとの意見数の合計はいただいた意見の件数と一致していません。

「フランスから輸入される牛肉等の輸入に関する措置の見直し(案)」に関する意見募集結果

| 番号 | 分類 | 御意見等 | 厚生労働省としての考え方 |
|----|-------------------------------|-----------------------------------------------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 1 | フランスから輸入される牛肉等に対するリスク管理措置について | フランス産牛肉はBSEのリスクがあり、月齢撤廃に反対である。 | 今回の見直しは、フランス産牛肉等について、当該国の飼料規制、BSEの発生状況、と畜場における規制等のリスク管理措置を踏まえ、月齢条件を「条件無し」としても、ヒトへの健康影響は無視できると食品安全委員会で評価されたことから、現行30か月齢以下となっている月齢制限を廃止するものです。 |
| 2 | その他 | フランス産の牛の食品健康影響評価について、具体的な定型BSE発生件数に基づいて評価すべき。 | 食品安全委員会のフランス産牛肉等に関する食品健康影響評価では、当該国における具体的な確認年別及び出生年別の定型BSE陽性牛発生件数を踏まえた評価が行われています。 なお、世界におけるBSEの発生の件数は1992年をピークに年々減少し、近年は年間数件の発生にとどまっており、世界的なBSEのリスクは減少しています。 |
| 3 | その他 | 動物福祉の観点から、とさつ前の牛の管理を行うべき。 | フランスでと畜される牛については、EUの動物福祉に関する規則に定められた方法で取り扱われています。 |